

広島市「こんにちは赤ちゃん事業」配布用冊子協働発行者募集要項

1 趣旨

「こんにちは赤ちゃん事業」は、生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的として実施しています。訪問時に養育者に配布する子育て支援に関する情報を掲載した冊子を作成し、市と協働発行していただける法人又は個人事業者（以下、「事業者」という。）を 1 者募集します。

2 仕様

冊子の規格、構成等の仕様は、別記 1 のとおりとします。

3 作成上の注意事項

- (1) 冊子は、本市編集部分は事前に本市と事業者が協議し、本市の承諾後に制作していただくことになります。また、冊子に広告を掲載していただいても構いませんが、広告内容は、「広島市広告掲載要綱」及び「広島市広告掲載基準」に従い、本市で審査し掲載可となった後に作成していただくことになります。
- (2) 冊子の作成を事業者自らが行わない場合は、市の競争入札参加資格者名簿に登録されている業者のうち、市内に事務所・営業所等を持つ者に発注していただくことになります。

4 使用中の注意事項

- (1) 発注者及び受注者は、冊子の発行に関し、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合は、直ちに問題解決のため必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 冊子の発行は、協働を基本として実施しますが、広告主等の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、発注者・受注者協議の上、発行等の全部又は一部を中止することができます。

5 応募資格

次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 本市の市税の滞納がないこと（また、本市が市税納付状況調査を行うことに同意していただきます。）。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するものでないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（民

事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取り消しの決定を受けていないものを除く。) でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者でないこと。

6 募集期間、応募書類及び応募方法

(1) 募集期間

令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 8 月 22 日（金）まで

(2) 応募書類

次のとおりとします。なお、提出書類は受付後、返却いたしません。

ア 申込書（様式第 1）

イ 提案書（様式第 2）

ウ 誓約書（様式第 3）

エ 法人の場合は、会社概要（パンフレットなど）、役員名簿
個人事業者の場合は、身分証明書（免許証など）の写し

オ その他必要書類 ※提案書作成要領の指示に従ってご提出ください。

(ア) 類似業務の実績を示す資料

(イ) 冊子見本（他都市で作成されているもの等既存の冊子等）

(ウ) 事業者の広告掲載方針

(エ) 納期までの作業スケジュール表

(3) 応募方法

応募書類を、次のいずれかの方法により募集期間内に提出してください（提出先は、問い合わせ先と同じです。）。

ア 持参

土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 郵送

一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法により送付してください。

7 事業者の選定等

- (1) ご提出いただいた書類等に基づき、業務実績、実現性、信頼性などを総合的に評価し、1 者を選定します。

- (2) 選定された事業者へは電話にて通知し、選定結果については、市のホームページで結果を公表します。なお、審査の経緯の公表は行わないものとします。また、審査結果に対しての異議申し立ては受け付けませんこととします。

- (2) 選定された事業者は、市との間で、別添の協定書を取り交わすものとします。

8 問い合わせ先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

広島市こども未来局こども青少年支援部（本庁舎 12 階）

電話 082-504-2623

F A X 082-504-2727

E メール ko-shien@city.hiroshima.lg.jp

別記 1

広島市「こんにちは赤ちゃん事業」配布用冊子の仕様書

規格、構成等	(大きさ) A5 以上 A4 まで (ページ数) 20 ページ以上 40 ページ以下 (表紙・裏表紙を除く) (構成等) ・カラー刷り ・表紙・裏表紙 ・子育て支援に関する情報を掲載すること (予防接種、母親の産後の状況、定期健診など) ・本文に本市編集部分を含める ・掲載する情報内容について文責を明確にすること
作製部数	8,350 部 (予定)
配布対象、配布期間及び配布方法	生後 4 か月までの乳児のいる家庭等 令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月まで 訪問員による手渡し
広告掲載内容	「広島市広告掲載要綱」及び「広島市広告掲載基準」に従うこと
広告の掲載場所	協議の上定める
広告掲載枠の欄外の表示	(1) 発行日又は発行年度 (2) 広告内容の問い合わせ先を表示すること (3) 広告事業である旨(「広島市は、広告主の協賛により冊子をご提供いただくことで、冊子製作経費の削減を図っています」など) ※詳細については、協議の上、決定する。
納期	令和 8 年 3 月 24 日 (火) まで
納入場所	各区厚生部地域支えあい課 (別記 2 のとおり)
その他の留意事項	納入は、別記 2 のとおり各区に分納するものとする。
備考	内容等の詳細については、別途協議するものとする。

別記 2

各区厚生部地域支えあい課所在地及び納入数量

名 称	郵便番号	住 所	電話 (直通)	数量 (部)
中区厚生部 地域支えあい課 地域支援第一係	730-8565	広島市中区大手町四丁目 1 番 1 号	(082) 504-2109	950
東区厚生部 地域支えあい課 地域支援第一係	732-8510	広島市東区東蟹屋町 9 番 34 号	(082) 568-7735	800
南区厚生部 地域支えあい課 地域支援第一係	734-8523	広島市南区皆実町一丁目 4 番 46 号	(082) 250-4133	1, 000
西区厚生部 地域支えあい課 地域支援第一係	733-8535	広島市西区福島町二丁目 24 番 1 号	(082) 294-6384	1, 350
安佐南区厚生部 地域支えあい課 地域支援第一係	731-0194	広島市安佐南区中須一丁目 38 番 13 号	(082) 831-4944	2, 000
安佐北区厚生部 地域支えあい課 地域支援第一係	731-0221	広島市安佐北区可部三丁目 19 番 22 号	(082) 819-0616	650
安芸区厚生部 地域支えあい課 地域支援係	736-8555	広島市安芸区船越南三丁目 2 番 16 号	(082) 821-2820	550
佐伯区厚生部 地域支えあい課 地域支援第一係	731-5195	広島市佐伯区海老園一丁目 4 番 5 号	(082) 943-9733	1, 000
広島市こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当	730-8586	広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 (12 階)	(082) 504-2623	50
合 計				8, 350